

第 23 回延岡市農業委員会会議録

(平成 31 年 4 月 25 日)

1. 開催日時 平成31年4月25日(木) 午後3時から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 14名(遅刻者1名)

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11		12	
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	
16		17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 5名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	松田純二	6	
7		8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14		15	福谷洋朗
16	木村俊一	17		18	松原学
19	山本光公	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 163 号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案第 164 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 165 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)
 議案第 166 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)
 議案第 167 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 168 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 169 号 農地法第5条 許可申請について
 議案第 170 号 農地あっせん員の指名について

- 報告第 83 号 農地法第4条 届出について
 報告第 84 号 農地法第5条 届出について
 報告第 85 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 86 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 28 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠生 修	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主任主事	永友 孝生	主任主事	興梶 康大		
北方産業建設課 総括主任	甲斐 由紀	北川産業建設課 副総括主任	茂 世津代	総合農政課 主任主事	市來 幸司

8. 会議の概要

議長 (甲斐副 会長)	みなさん、こんにちは。時間となりました。本日は会長が都合により欠席しておりますので、延岡市農業委員会規則第 16 条により代理でわたくしが議長を務めさせていただきます。今日を含めまして平成もあと 1 週間ほどで新しい元号の令和となります。令和になって心新たに頑張っていたいただければと思っています。平成最後の総会となりますが、どうぞよろしくお祈いします。それではただ今から第 23 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事務局	はい。それでは事務局より報告いたします。 本日は委員総数 19 名中 13 名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達しておりますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。以上です。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 7 番 安藤重徳委員と委員番号 13 番 松田宗史委員のお二人をお願いしたいと思います。本日の予定ですが、議案第 163 号の農地法第 3 条 賃借権の設定についてから、議案第 170 号 農地あっせん委員の指名についてまで議案 8 件、報告案件が 4 件、協議案件が 1 件となっております。 それでは議案の審議に入ります。議案第 163 号の農地法第 3 条、賃借権の設定についての整理番号 1 番、2 番につきまして委員番号 13 番 松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	はい、13 番の松田です。議案第 163 号の 1、2 番について説明します。所在地は 1、2 番とも尾崎町の田 2 筆で、借り人は同じ方です。4 月 22 日に私と松田推進委員と借り人 3 人で現地調査を行いました。借り人の方は元気で農業に対する意欲も十分で何ら問題はないと思いますのでよろしくお祈いします。
議長	ありがとうございます。判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは配布しています調査書の 1 ページから 2 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで、2 件すべて問題ありませんでした。第 7 号につきましては、ただ今、松田委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議長	ただ今、松田委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問のある方はお祈いします。何かございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 164 号の農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。なお、整理番号 2 番については委員番号 6 番 織田竜二委員と関連がございますので退室後の審議となります。それでは、整理番号 1 番につきまして委員番号 13 番 松田宗史委員より説明をお願いいたします。

松田委員	13番松田です。議案第164号の整理番号1番について説明します。所在地は祝子町の田1筆です。4月22日に私と松田推進委員と譲受人の方と現地調査を行いました。譲受人は先程の議案163号の借り人と同じ方で、何ら問題はないことを確認いたしましたのでご審議をよろしくお願いします。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは配布しています調査書の3ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、松田委員より現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議長	ただ今、松田委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問のある方はお願いします。何かございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 次に、整理番号2番について、審議いたします。織田委員は退席をお願いいたします。 (織田委員退室) それでは、整理番号2番について委員番号8番高橋正二委員より説明をお願いいたします。
高橋委員	はい、8番高橋です。議案第164号整理番号2番についてご説明いたします。所在は塩浜町3丁目の畑3筆、計1,152㎡です。譲渡人は須佐町在住の方、譲受人は小野町在住の方です。理由としましては経営規模拡大です。現地調査を4月21日に譲受人と甲斐安太郎推進委員と私と3人で行いました。現地は塩浜町の老人ホーム近くで、地域との調和要件も問題ないと判断しましたので皆さんのご審議をお願いいたします。
議長	続きまして、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは配布しています調査書の4ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、高橋委員より現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議長	ただ今、高橋委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。織田委員の入室をお願いします。 (織田委員が入室する)
事 務 局	続きまして議案第 165 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。 はい。それでは議案第 165 号の農用地利用集積計画の決定について説明いたします。議案書は 6 ページです。貸人は大貫町在住の女性の方及び宮崎市在住の男性の方で、借人は 2 件とも大貫町 6 丁目在住の男性の方です。農地の所在については野地町及び大貫町で田 5 筆の 4,049 ㎡となっています。契約内容は 3 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問のある方はいませんか。何かございませんか。 はい、片伯部委員。
片伯部委員	10 番片伯部です。この賃借料のことですが、水利費を払うのは貸人ですか、それとも借り人ですか。というのが、中間管理機構に関しては地主が水利費を持つという回答を受けましたがこの件はどうでしょうか。
議 長	事務局よりお願いします。
事 務 局	はい。この件については、水利費の確認は審査事項に入っていなかったため確認をしておりませんでしたので、お調べしてのちほどお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。
議 長	それでは確認をとってから報告ということによろしいですか。
片伯部委員	はい。
議 長	他にはございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事ですので、採決に入りたいと思います。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 166 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。</p> <p>なお、整理番号 6 番、7 番については委員番号 6 番 織田竜二委員と関連がございますので退室後の審議となります。また、8 番については、私と関連がございますが、議事の進行上、退席できません。審議及び採決には参加いたしませんので審議をお願いいたします。</p> <p>それでは事務局より整理番号 1 番から 5 番までの説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 166 号 農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分の整理番号 1 番から 5 番までを説明いたします。議案書は 8 ページから 9 ページです。貸人、借り人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりです。契約内容は 3 年から 6 年の使用貸借権及び賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。</p> <p>何かご意見、ご質問のある方はお願いします。</p> <p>はい、松田宗史委員。</p>
松田委員	<p>13 番松田です。整理番号 1、2 番の借り人は住所が桜ヶ丘になっていますが、農機具などはどちらに置いてあるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>農地から離れている所に住んでいる方はたいてい農地の近くに農業用倉庫を建てていますので近隣に建てられていると思います。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
松田委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>はい、異議なしという事ですので、1 番から 5 番までについて採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして整理番号 6 番、7 番について審議いたします。織田委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(織田委員が退室する)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 166 号 農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分の整理</p>

	<p>番号6番、7番について説明いたします。議案書は9ページです。貸人はそれぞれ小野町在住の女性の方で借人は小野町在住の男性の方です。農地の所在は小野町で田7筆の計2,996㎡です。契約内容は5年間から6年間の賃借権となっています。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。織田委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(織田委員が入室する。)</p> <p>つぎに整理番号8番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第166号 農用地利用集積計画の決定についてJA延岡分の整理番号8番について説明いたします。議案書は10ページです。貸人は野田1丁目在住の男性の方で借人は吉野町在住の男性の方です。農地の所在は野地町5丁目で田1筆の1,285㎡です。契約内容は6年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>ここで先程、議案第165号で水利費の件について質問がありましたが、当該案件につきましては借り人が払うということです。よろしいでしょうか。</p>
片伯部委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>続きまして議案第167号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	はい。それでは議案第 167 号の農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は 12 ページから 15 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人 宮崎県農業振興公社です。契約内容はすべて 10 年間の賃借権もしくは使用賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問のある方はお願いします。何かございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事ですので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第 168 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第 168 号 農用地利用集積計画の決定について所有権移転分を説明いたします。議案書は 17 ページです。譲渡人、譲受人の詳細については議案書に記載のとおりで、農地の所在は行徳町の田 1 筆 1,445 m ² です。所有権の移転の内容は議案書に記載のとおりとなっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問のある方はお願いします。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第 169 号 農地法第 5 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 整理番号 1 番、2 番について私の方より説明させていただきます。1、2 番の農地の所在地は小峯町の畑 6 筆の合計 1,575 m ² です。次ページに地図がありますがすべて隣接する土地です。譲渡人は 1 番、2 番とも小峰町在住の方で、譲受人は昭和町の方(業者)です。1 番については 20 年の賃貸借契約を結ぶという事です。2 番は所有権移転が出てくると思いますがそこまではいっておりませんので皆様方の了解をお願いしたいと思っております。4 月 23 日に私と山田推進委員、黒田推進委員、県と事務局の職員、譲受人で現地の調査を行いました。場所的には周りは畑で何の問題はありませんし、周

	<p>りにフェンスを張って草刈等も行って、周りに迷惑がかからないように管理は十分にしているということでした。問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番、2番については第2種農地となっています。第2種農地の転用については付近に第3種農地が無い場合、許可となっているため立地基準に問題はありませんでした。また、都市計画法や道路法などの他法令についても問題なく、排水等については地下浸透で計画されていて一般基準についても問題ありませんでした。周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明をしていただきました。ここで審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問のある方はお願い致します。</p> <p>はい、菊池委員。</p>
菊池委員	<p>19番菊池です。ここは均等な平地ですか。それとも段々の土地ですか。</p>
議長	<p>段です。地図の一番下が低くて、後の5筆については傾斜はありますが同じとなっています。</p>
菊池委員	<p>雨水は自然浸透ということですね。</p>
議長	<p>そうです。</p>
菊池委員	<p>大雨の時など問題はありませんか。</p>
議長	<p>そこについては事務局の方で説明します。</p>
事務局	<p>はい。大雨による土砂の流出等を懸念されているということですが、今回全面をコンクリートで舗装するわけではないのでダイレクトに雨水が流れていく事はないということは確実に言えると思いますが、雨量によって地盤の吸収量に差が出ると思いますので明確に回答するのが難しいかと思われます。通常雨量の想定内として土の上に降ってくる分については地下浸透で対応できるようにしたいと業者の方から話しは伺っています。</p>
菊池委員	<p>そこはわかりませんが、太陽光パネルを設置してそこに雨が降ればその下に集中して雨水が落ちますよね。</p>
事務局	<p>雨が降れば太陽光パネルを伝ってその下に一律に落ちると思いますが、今回の案件について隣接する土地と極端に近い配置図でもありませんので、農業委員会が農地の転用許可ができないと判断する理由がないというのが現状です。</p>
菊池委員	<p>そこはわかるのですが、何らかのルールがないと設置したあとの心配が残りますので。</p>
事務局	<p>はい、前回は委員の方から、太陽光発電が設置されたあとの管理の問題について意見が出ており、その後調べてみました。各農業委員会に問い合わせをしたり、また県の方からはすでに国へどうか規制ができないか声をあげていただいているようですが、難</p>

	<p>しい状況とのことです。なお、看板については農地法で設置を義務付けている訳ではなく太陽光発電を管轄する経済産業省関連の法令の中で設置を義務付けており、今回申請された業者においては、もし土地の所有者が変わったとしても管理自体は業者（賃借人）が責任を持って行うということを現地調査の時に確認しております。</p>
菊池委員	はい、よろしくお願いします。
事務局	<p>もう一つよろしいでしょうか。菊池委員が言われるのは雨が降った際の心配ですが、雨が太陽光パネルを伝って下に集中的に落ちて畑の土が現われることになる。先ほど担当が発言したように調べた限りでは、経済産業省とかの規制はありません。雨水の排水路等があればそちらにつないだり対策ができるのですが、そういったものを再度確認していきたいと思いますが現状としては、特段そういった義務化等の規制がありません。業者の方に確認はしますが、業者の方も排水路を整備する計画まではしていない状況ですが、今後、県の方にも再度確認をして、意見を述べていきたいと思います。</p>
議長	よろしいでしょうか。
菊池委員	はい、わかりました。
議長	他にはないでしょうか。
委員	異議なし
議長	<p>異議なしという事なので、ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第170号 農地あっせん委員の指名について提案いたします。</p> <p>整理番号1番のあっせん委員の指名については、事務局と協議した結果、委員番号8番 高橋正二委員と農地利用最適化推進委員の甲斐安太郎推進委員のお二人を指名したいと思います。いかがでしょうか。</p>
事務局	異議なし
議長	<p>異議なしということなので、指名された委員の方はよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第83号農地法第4条の届出についてです。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書は24ページに記載されています。1件の届出があり、畑が2筆177㎡の転用となっています。</p> <p>つぎに報告第84号 農地法第5条の届出です。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の26ページから27ページに記載されています。全部で11件の届出があり、田6筆2,238㎡、畑8筆の1,537.3㎡、合計14筆3,775.3㎡の転用となっています。報告第83号と84号については添付書類等に問題がありませんでしたので事務局長専決により受理しております。以上です。</p> <p>続きまして、報告第85号 農地法第18条第6項の通知について説明いたします。この報告は合意解約の分です。議案書の29ページから30ページに記載されています。全部で11件の届出があり、田28筆の16,809㎡、畑1筆の347㎡の合計29筆17,156㎡</p>

	<p>の合意解約となっています。</p> <p>続きまして報告第 86 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてです。この報告は相続等の届出です。議案書の 32 ページに記載されています。5 件の届出があり、田 8 筆の 2,101 m²、畑 7 筆の 4,502 m²、合計 15 筆 6,603 m²となっています。この届出の内容については議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>質問がないようですので、続きまして協議第 28 号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
<p>総合農政課職員</p>	<p>はい。総合農政課より協議第 28 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明します。議案書 33 ページをごらんください。本件は、議案第 167 号 農用地利用集積計画の案件で議決されました農地中間管理機構分の集積計画についての配分計画案となっております。34 ページ以降の様式第 7 号ー 2 農用地利用配分計画（案）のとおり、田 65 筆 29,205 m²について地権者 14 名の方から受け手 5 名の方への配分となっております。今回の案件につきましては、差木野地区、川島地区の 2 つの重点実施地区及び個別案件での権利設定となっております。以上になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、総合農政課担当者より説明がありましたが、説明内容についてご質問のある方はお願い致します。</p> <p>無いようなので以上を持ちまして第 23 回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p>
<p>次回定例農業委員会 5 月 28 日（火） 午前 9 時 30 分～ 本庁舎 2 階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

副会長 甲 斐 壽 徳

7 番 安 藤 重 徳

13 番 松 田 宗 史